

処 分 基 準

平成15年9月10日作成

法 令 名 ：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項 ：第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第66条の2第1項
処 分 の 概 要 ：過労運転車両に係る指示
原権者（委任先） ：山口県公安委員会
法 令 の 定 め ：
処 分 基 準 ： 「過労運転行為を防止するため必要な運行の管理を行っている」と認められないとき」とは、自動車運転代行業者が使用する車両（代行運転自動車を含む。）について通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について過労運転が行われたと認められるような場合であり、具体的には、 <ul style="list-style-type: none">・ 自動車運転代行業者が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して過労運転をすることを誘発するような行為をしていた場合・ 同一の車両について、過労運転が繰り返されたような場合・ 自動車運転代行業者の使用する複数の車両（代行運転自動車を含む。）について過労運転が行われたような場合 などである。
問 い 合 わ せ 先 ：交通部交通指導課指導取締り第2係
備 考 ：